

残暑お見舞い申し上げます。



盛夏の比良山 琵琶湖青柳浜から

ご挨拶

東電福島第一原発事故について、政府、国会などの事故調査委員会報告書が出そろいました。これを出発点として、二度とこのような過ちをわが国で起こさせないための原因究明と再発防止策の議論が進むことを期待したいと思います。

今年も炎天下、取調べの全面的可視化を求める弁護士会のパレードに参加しました。市民の皆さんがこれまで以上に街頭活動に興味関心を持たれているように思いました。原発再稼働反対を求める行動に一般市民がたくさん参加されている姿や、ロンドンオリンピックでの日本選手団の活躍に元気づけられながら、会長退任「後三年の役」と称される会務活動と日常の弁護士業務に楽しく取り組んでおります。

皆様のご健康とご活躍を心よりお祈り申し上げます。

事務所ニュースで紹介させていただきました「子どもシェルター」がオープンし、子ども達を受け入れています。「子どもシェルター」の名前をどうするか、京都らしい名前にしたいととっても悩みました。春にオープンすることや、京ことばで、柔らかな尊敬語として「～(し)はる」と語尾につけることから、入所した子どもを尊重したいという思いを込めて、「はるの家」に決めました。これまでの「はるの家」への暖かい支援に感謝申し上げると共に、子ども達に安全な場所を提供するために、これからもご支援いただきますようお願い申し上げます。

児童虐待防止に向けた親権制度の見直し

弁護士 安保千秋

児童虐待防止のために民法等が改正され、本年4月1日から施行されました。

私は、児童相談所の嘱託として、児童虐待への対応についての法的助言や家庭裁判所への申立て等、児童虐待に関する法律実務に携わっています。虐待ケースにおいては、必ずと言ってよいほど親権の壁に突き当たってきたことから、今回の民法等の改正は、児童虐待問題に取り組んできた関係者にとっては悲願でした。

今回の法改正は、親権が子どもの利益のためにあることを明確にしました。これまで、親権は、親の権利の側面だけでなく、子どもを監護教育する親の義務と権利の総称であると解釈されてきましたが、今改正は、親権は、**子の利益のために**子どもを監護教育をする権利義務であること、懲戒権は、**子の利益のために行われる子どもの監護教育に必要な範囲内のみ**認められるものであることを明確に規定しました。

また、従前は、親権喪失制度しかありませんでしたが、2年以内の期間を定めて、親権を停止できる制度を新設し、親権喪失制度と比べて要件を緩和しました(要件を「父または母による**親権の行使が困難または不適当**であることにより子の**利益を害するとき**」として、親権喪失と比べ、「著しく」がない)。従前からあった親権喪失制度と管理権喪失制度についても要件を見直し、子どもの

利益を要件の中核に置きました(親権喪失の要件は「父または母による虐待または悪意の遺棄があるときその他父または母による**親権の行使が著しく困難または不適当**であることにより**子の利益を著しく害するとき**」、管理権喪失の要件は、「父または母による**管理権の行使が困難または不適当**であることにより**子の利益を害するとき**)。さらに、未成年後見人は、従前は一人でなければならないと規定されており、一人で未成年後見人の職務を担うのは負担が大きいとの指摘がありました。今改正により、法人後見や複数後見もできるようになりました。

また、これは児童虐待とは直接関係があるものではありませんが、子の利益の観点からは、離婚後も適切な親子の面会交流や監護費用(養育費)の支払いが行われることが重要です。しかし、従前は、「父母が協議離婚をするときは、子の監護をすべき者その他監護について必要な事項は、その協議で定める。」と規定されているだけでした。今改正では、子の監護について必要な事項として、親子の面会交流及び監護費用(養育費)が条文中に明示され、離婚届用紙にこれらの定めがあるか否かをチェックする欄が設けられました。

今改正は、子どもの虐待問題について一層の司法の関与を求めるものであり、法律実務家として、子の最善の利益のためにこれかも努力をしたいと思います。

東日本大震災による被災者を支援する京都の弁護士の活動

弁護士 井土正明

京都弁護士会の弁護士有志38名は、本年2月9日に「東日本大震災による被災者支援京都弁護団」を結成し、京都府に避難されてきた方々に対する支援を行っています。法律相談、生活相談、避難の悩み事相談など幅広く対応しています。7月2日には弁護団の弁護士が申立代理人となって東京の原子力損害賠償紛争解決センターに6世帯21名の方々による東京電力を相手方とする損害賠償請求の和解あっせんの申立をしました。

9月には、第二次の申立を行う予定で準備を進めています。避難されてこられた方々から弁護団へのお問い合わせをお待ちしています。電話は、075-211-2270です。お気軽にお電話ください。なお、弁護団はホームページを開設しているほか、毎月のニュースレターの発行や案内リーフレットも出しています。

京都新聞 朝刊 (2012年平成24年 7月3日 火曜日)

